

バナー広告掲載契約書

福岡県行政書士会くるめ支部（以下「甲」という。）と、下記「広告主」（以下「乙」という。）は、
甲が運営するウェブサイト（以下「本サイト」という。）に乙のバナー広告（以下「本広告」という。）を掲載することについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

1. 甲は本サイトにおいて本広告の掲載枠を提供し、乙はこれを利用して自己のサービス等を告知する。
2. 本契約は、広告掲載に関する基本条件を定めることを目的とする。

第2条（取扱事業者への委託）

1. 甲は、本広告の募集・申込受付・素材の受領・掲載作業・請求・入金管理その他付随業務の全部または一部を、はねオンライン株式会社（以下「丙」という。）に委託することができる。
2. 乙は、丙が甲の委託を受けて行う連絡、請求、素材受領、掲載作業等に協力し、丙からの案内に従う。
3. ただし、本契約の当事者は甲および乙とし、丙は取扱事業者（事務代行者）である。

第3条（掲載枠・掲載場所・掲載態様）

1. 本広告は、甲が定める本サイト上の広告枠に掲載する。
2. 掲載枠数、掲載場所および掲載態様は別紙「広告仕様書」に定めるとおりとする。

3. 乙は、掲載位置の指定ができない。
4. 同一広告主の広告は複数掲出ししない。

第4条（広告データ・リンク先）

1. 乙は、別紙「広告仕様書」に適合する広告データ（画像ファイル）およびリンク先 URL、代替テキスト等を提出する。
2. 乙は、提出データについて第三者の権利（著作権・商標権・肖像権等）を侵害していないことについての責任を負う。
3. 乙のリンク先サイトの内容・表示・取引等は乙の責任で管理する。

第5条（審査・掲載可否）

1. 甲および丙は、乙から提出された広告データおよびリンク先内容について確認を行う。
2. 甲は、(1)法令または公序良俗に反するおそれがある場合 (2)第三者の権利侵害のおそれがある場合 (3)本サイトの信用・品位を著しく害するおそれがある場合 (4)その他甲が不相当と判断する場合には、掲載を拒否し、または掲載後であっても掲載を停止・削除できる。

第6条（掲載期間）

1. 掲載開始日： 年 月 日
2. 掲載期間： 年 月 日から 年 月 日まで（1年単位／年額課金）と

する。

3. 自動更新：乙または甲が更新停止の意思表示をしない限り、1年単位で自動更新する。

4. 更新停止（解約）の申出期限：原則として掲載期間満了日の30日前までとする。

第7条（掲載料・支払方法）

1. 掲載料は別紙「広告仕様書」に定める年額掲載料（消費税等別）とする。

2. 乙は、甲または丙が発行する請求書に従い、指定期日までに指定口座へ支払う。

3. 振込手数料は乙の負担とする。

4. 支払遅延がある場合、甲は掲載停止・契約解除等の措置をとることができる。

第8条（原稿差替え）

1. 乙は、掲載期間中の差替えを希望する場合、甲または丙が定める手続・期限に従い、差替えデータを提出する。

2. 差替えの回数・時期・反映のタイミングは、運用上の都合により調整する。

第9条（免責・非保証）

1. 甲は、本広告の表示回数、クリック数、広告効果等について一切保証しない。

2. サーバ保守、障害、通信回線の不具合、不可抗力等により本広告が表示できない時間が発生しても、甲は責任を負わない。ただし、甲の故意または重過失がある場合を除く。

第 10 条（責任の帰属・補償）

1. 本広告およびリンク先に関して生じたクレーム、紛争、損害等は乙の責任と費用で解決する。
2. 乙の行為または本広告に起因して甲（または丙）に損害が生じた場合、乙はその損害（弁護士費用を含む）を賠償する。

第 11 条（掲載停止・解除）

1. 乙が本契約に違反し、相当期間を定めた是正催告にもかかわらず是正しない場合、甲は本広告の掲載を停止し、または本契約を解除できる。
2. 乙が次の各号の一に該当した場合、甲は催告なく掲載停止または解除できる。
(1)掲載料の不払い (2)反社会的勢力との関与 (3)虚偽申告 (4)重大な権利侵害
3. 前項により掲載停止・解除となった場合でも、既に発生した掲載料の支払義務は消滅しない。
4. 本条第 1 項及び第 2 項による解除、並びに第 6 条第 4 項の規定によらない解約をする場合にあっては、乙は月額掲載料の 2 か月分に相当する違約金を支払わなければならない。

第 12 条（反社会的勢力の排除）

乙は、自己または関係者が反社会的勢力に該当しないこと、今後も関与しないことを書面にて誓約しなければならない。

第 13 条（個人情報の取扱い）

甲および丙は、広告申込みに伴い取得した乙の担当者情報等を、申込受付・連絡・請求・掲載管理の目的の範囲で取り扱う。

第 14 条（協議）

本契約に定めのない事項または疑義が生じた事項は、甲乙協議の上、誠実に解決する。

第 15 条（準拠法・合意管轄）

1. 本契約の準拠法は日本法とする。
2. 本契約に関する紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

年 月 日

【甲】福岡県行政書士会くるめ支部

住 所： _____

支部長： _____ 印

【乙】広告主（法人名／屋号・氏名）： _____

住 所： _____

代表者／申込担当者： _____ 印

電 話： _____

【丙（取扱事業者）】はねオンライン株式会社（※契約当事者ではない）

住 所： _____

連絡先： _____

福岡県行政書士会 くるめ支部 支部長 殿

反社会的勢力排除に関する誓約書

下記の事項について誓約をいたします。

記

1. 自ら（主要な出資者、役員、及びそれに準ずる者を含む）が暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団の関係者その他公益に反する行為をなす者(以下「暴力団員等」という)でないこと、並びに、過去5年間もそうでなかったこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ暴力団員等を利用しないことを誓約する。
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

④暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

⑤役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを誓約する。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する

行為

⑤その他①から④に準ずる行為

令和 年 月 日

住 所：

名 称：

代表者：

印